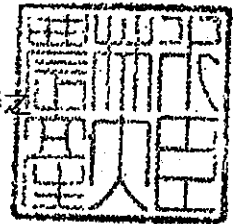




1-5 消安第3979号
平成15年12月8日

食品安全委員会
委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之

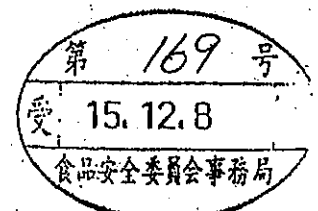


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている別紙1の抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌について
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち1の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる別紙2の抗菌性物質が薬事法及び獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について



(別紙1)

亜鉛バシトラシン
アピラマイシン
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン
エフロトマイシン
エンラマイシン
クロルテトラサイクリン
サリノマイシンナトリウム
セデカマイシン
センデュラマイシンナトリウム
デストマイシンA
ナラシン
ノシヘプタイド
バージニアマイシン
ビコザマイシン
フラボフォスフォリポール
モネンシンナトリウム
ラサロシドナトリウム
硫酸コリスチン
リン酸タイロシン
アンプロリウム
エトパベート
スルファキノキサリン
クエン酸モランテル
デコギネート
ナイカルバジン
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム

(別紙2)

アミノグリコシド系抗生物質
テトラサイクリン系抗生物質
ペプチド系抗生物質
マクロライド系抗生物質
安息香酸ビコザマイシン
ビコザマイシン
スルホンアミド系合成抗菌剤
アンプロリウム
エトパベート
デコキネート
ナイカルバジン